

事業者のみなさん 地球温暖化対策に向けての取り組みを
声高らかに宣言しませんか？

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI

「しまねストップ温暖化宣言事業者」の募集

地球温暖化防止活動に向けた行動が「待ったなし」の状態となっています。

島根県においては、「島根県環境総合計画」を策定し、持続可能な社会の構築を目指すこととしました。

この目的を達成するために設置された「しまねエコライフ推進会議」では、活動主体ごとに事業者部会、生活部会、行政部会を設け、連携を図りながら自主的な取り組みの推進を図っています。

事業者部会^(※)は、地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し取り組む企業・団体等を「しまねストップ温暖化宣言事業者」として募集し、設定された目標を宣言（右記宣言文）していただくとともに公表したいと考えております。

つきましては、趣旨をご理解いただき、是非とも「宣言事業者」としてご登録いただきますよう、よろしく願いいたします。（費用は一切かかりません。随時、受付けております。）

※事業者部会は、環境に配慮したライフスタイルやビジネスの実践を促進することを目的とした組織です。また、島根県より島根県中小企業団体中央会が事務局を受託しています。

しまね
ストップ温暖化宣言文

私たちは、地球温暖化防止に向けての取り組みを実施します。

1. 未使用の照明を消します。
2. 冷暖房の温度をこまめに調整します。
3. 自動車のアイドリングストップを徹底して行います。
4. エコ（製品）商品を選んで購入します。
5. 従業員に対して、環境に関する社員の研修を開催します。
6. ゴミ選別を徹底し、リサイクルに努め、ゴミ減量を図ります。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

地球温暖化防止に向けて、取り組みの実施を宣言
していることを認めます。

令和 年 月 日
しまねエコライフ推進会議事業者部会

裏面の申込書にご記入下さい。→

●お申し込みから宣言文発行までの流れ

事業者様

- ①宣言(目標・取組)内容の設定
- ⑥宣言文の掲示・取組の実施

⑤宣言文送付

事業者部会事務局(島根県中小企業団体中央会)

- ③宣言内容の確認及び宣言文の作成
- ④宣言事業者登録

②事業者様お申し込み(FAX・メール等)

なお、宣言文発行後に宣言内容の見直しをされる場合は、裏面の申込書（更新・新規）にて再度お申し込みをお願いいたします。「宣言事業者」については、協議会として機会ある毎にPRしていきます。

※ご記入いただいた情報は、「宣言事業者」として本事業の推進のため広くマスメディア媒体などに利用させていただきます。他、当協議会からのセミナー、イベントなどに関するご案内やアンケートの送付以外には使用いたしません。

お申し込み
お問い合わせ

事業者部会事務局

島根県中小企業団体中央会

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館4F
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686
[URL] <https://www.crosstalk.or.jp>
[E-mail] ecoad@crosstalk.or.jp

しまねエコライフ推進会議

島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6379 FAX 0852-25-3830
[URL] <https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>
[E-mail] kankyo@pref.shimane.lg.jp

